

【協議第57号】

コミュニティ施策について（協定項目24 - 27）

コミュニティ施策について、次のとおり提案する。

平成20年3月26日提出

真岡市・二宮町合併協議会  
会長 福田武隼

- 1 地域公民館活動支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 2 地域公民館建設等支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。

【協議第57号】

協 議 事 項	24 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	24 - 27 コミュニティ施策
調整の内容	1 地域公民館活動支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。 2 地域公民館建設等支援事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。		

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
地域公民館活動支援事業	<p>自治総合センターコミュニティ助成事業</p> <p>【目的】 宝くじの収益の一部を、コミュニティ活動に助成し地域の健全な発展を図るとともに普及広報活動を行う。</p> <p>【内容】 コミュニティ活動に必要な物品等の購入に対し、1館あたり20万円を限度額とし、250万円以内の助成を行う。</p> <p>地域公民館敷地整備事業</p> <p>【目的】 地域公民館の環境を整備し活動の活性化を図る。</p> <p>【内容】 地域公民館敷地がわだち等で荒れた場合に整備するための必要な砂または砂利を申請により1館あたり2トン配布する。</p> <p>地域公民館活動奨励金</p> <p>【目的】地域公民館の活性化を図る。 【対象】地域公民館108館 【内容】 ・地域公民館の戸数や活動内容によって交付 ・1館平均56,000円</p>	<p>自治総合センターコミュニティ助成事業</p> <p>【目的】 宝くじの収益の一部を、コミュニティ活動に助成し地域の健全な発展を図るとともに普及広報活動を行う。</p> <p>【内容】 コミュニティ活動に必要な物品等の購入に対し、1件につき10万円を単位とし、100万円以上250万円以内の助成を行う。</p> <p>未実施</p>	<p>合併時に真岡市の制度に統一する。</p>

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
	<p>未実施</p> <p>花いっぱい運動</p> <p>【目的】 地域のコミュニティを深め地域内を花で飾る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加地区へ花の種・肥料の配布を行い、7月までに地区の予備審査、8月中旬に本審査を実施し9月に表彰式を行う。</li> <li>・賞状並びに金一封を贈る。</li> <li>・入賞しなかった場合は、参加賞を贈る。</li> </ul>	<p>自治公民館行事掲示板設置助成金</p> <p>【目的】自治会内の相互親睦を図るため。</p> <p>【対象】町内自治公民館（59館）</p> <p>【内容】 1館あたり30,000円を上限として助成する。</p> <p>ふれあいセミナー事業</p> <p>【目的】 地域内の自治意識を高めると共に自治会内の住民同士の出会い、ふれあいの場を増やすことを目的に地域学習の推進を行う。</p> <p>【内容】 各自治公民館の事業として講演会や講習会、料理教室等で講師を依頼した場合に講師謝礼として1回につき5千円を助成する。</p> <p>花いっぱい運動</p> <p>【目的】 地域ぐるみで花いっぱい運動を展開し、住民の出会い、ふれあいを図り、地域の環境美化に努める。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加申込みのあった自治公民館に対し、1館あたり35,000円の助成及びステッカーの配布を行い7月下旬に審査及び表彰式を行う。</li> <li>・賞状並びに金一封を贈る。</li> <li>・入賞しなかった場合は、参加賞を贈る。</li> </ul>	

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
	<p>地域公民館長手帳の配布</p> <p>【目的】 公民館の役割、事業、地域公民館長名簿、市の業務内容等を記載した手帳を配布することにより公民館活動に資する。</p> <p>公民館まつり</p> <p>【目的】 地域の文化活動と公民館活動の啓発を推進するとともに、地域住民の親睦とコミュニティの振興を図る。</p> <p>【内容】 真岡、山前、大内、中村の各地区において地域芸能発表、地域物産店、抽選会、市民講座・愛好会・小学校等の作品展示、輪投げ大会、綱引き大会等を行う。</p> <p>地域公民館芸能発表会</p> <p>【目的】 地域に根ざした伝統芸能を後世に伝え、地域の連帯感、郷土愛の心を育む。</p> <p>【内容】 地域の伝統芸能の発表</p>	未実施	

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
地域公民館建設等支援事業	<p>地域公民館建設事業補助金</p> <p>【目的】 社会教育の振興を図るため、地域公民館建設事業に要する経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>【交付対象】 ・地域公民館を建設する場合で、経費が10万円以上の場合(改築、増築含む。)</p> <p>【補助率】 地域公民館建設事業に要する経費の100分の35以内</p> <p>【補助限度額】200万円</p> <p>真岡市地域公民館建設資金貸付金</p> <p>【目的】 地域公民館の建設を促進し、社会教育の振興を図る。</p> <p>【貸付対象】 地域公民館を建設(改築、増築を含む)するにあたり、一時的に建設資金の確保が困難な場合に貸付を行う。</p> <p>【貸付額】 ・建設総事業費の60パーセント以内 ・限度額は1千万円。 ・貸付金は無利子</p> <p>【償還方法】 10年以内で10回均等償還(繰上償還可)</p>	<p>地域公民館建設事業補助金</p> <p>【目的】 社会教育の振興を図るため、地域公民館建設事業に要する経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>【交付対象】 ・地域公民館を建設する場合で、経費が10万円以上の場合(改築、増築を含む。)</p> <p>【補助率】 地域公民館建設事業に要する経費の100分の20以内</p> <p>【補助限度額】180万円</p> <p>未実施</p>	<p>合併時に真岡市の制度に統一する。</p>